

憲章4条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

柴山哲男様から頂いたご意見

趣旨は理解できるが、困難な業務への挑戦意欲をなくすことになりかねない。例えば「その能力を超えた業務を行う場合には、これに起因して」等業務への挑戦自体は否定しないようにする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

「困難な業務への挑戦意欲を挫くな」とのご意見です。新しいことへの挑戦は大事ですが、そのため危害が外に及ぶ危険性は、特に原子力学会員として回避すべきと考えます。倫理規定ですので、より優先すべき事項を取り上げるようにしています。

武田邦彦様から頂いたご意見

気持ちは判るのですが、「能力を超えた業務」というものは論理的に不可能（倫理は論理的である必要があると考えられますので）ですので、「把握に努め、社会に重大な危害を及ぼすことがないことを誓う（もしくは注意する）」はどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

言葉の上で理詰めにお考えになっていますが、実際に日常の会話では、「結果的にこれこれの行動は能力を超えていた」という言葉の使い方をしますし、この項は、「行動の結果、社会に重大な危害を及ぼさないように」との方が重要なキーワードですから、その意味が伝わっていればこれでよいとします。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

「能力を超えた業務…」とありますが、通常企業ではハードルを高く設定して育成をする事が行われています。これには確かに「諸刃の剣」にはなりますが、事業や研究開発のリスクではないかと日頃から思っています。この記述については、「JCO事故の「あつものにこりてなますを吹かしている」ような印象を受けます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

能力を超えた業務は一切してはならないとは述べていません。能力を超えた業務を行なうことに起因して「社会に重大な危害を及ぼすことがないよう」にしなければならないと述べているのです。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

吉岡直樹様から頂いたご意見

憲章 4. “ 会員は、自らの能力の把握に努め、~~その能力を超えた業務を行うことに起因して~~行動が社会に重大な危害・ ” と単純化して、3.とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

憲章第4条の目的は憲章第2条と同じく安全の確保ですが、第2条では安全優先の姿勢をとることを要求しているのに対し、第4条は能力を超えた業務を避けることを要求しているので、この部分は重要だと考えております。すなわち、結果として「安全が確保」されればよいと考えるのではなく、安全確保に向けて具体的行動を要求しているわけです。ご理解いただければ幸いです。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見 1

「その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。」について

「自らの能力の把握」は自分では、できていると思っけていても、実際にはとても難しいと思います。「その能力を超えた業務を行うこと」がないような監督体制が必要なことを考えると、「憲章4」の文章は4-4の文章に替えた方が、分かりやすいと思います。この文章では、「その能力を超えた業務を行うこと」は、是認しているような印象を与えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

「その能力を超えた業務を行うこと」がないよう公的資格が整備されている場合には、行動の手引4-4の条文を守れば十分です。しかし多くの業務においては必ずしも公的資格は整備されていません。そのような場合にも「自らの能力の把握」を行うよう努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動することを求めているのが憲章4条です。

なお、「その能力を超えた業務を行うこと」すべてを認めないわけではありません。そうしてしまうとチャレンジができなくなり、科学技術の発展や、個人の能力を伸ばすことが難しくなります。社会に危害を及ぼさないかの検討を行った上であれば、「その能力を超えた業務を行うこと」も許されると思います。もちろんその判断が独りよがりなものとならないよう、他者の意見を傾聴しつつ検討することが必要です。また、憲章4条の前に憲章3条の「自らの専門能力の向上」が置かれていることに意味があります。両条文は対になっていることをご理解ください。

匿名希望P様から頂いたご意見 2

この憲章4は、JCOの事故を想起させますが、再発防止には、「規則・手順遵守の徹底」「監督」「話し合える職場環境作り(無理な注文に対して)」が、より有効であると考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

規程の作成については、複雑に絡み合う問題や取り組むべき内容を、ある部分で分類し、

重複を避けながら記載する作業が必要になることから、憲章4条にかかわるとお考えの問題が、行動の手引4 - 1 に書かれていないことにわかりにくさや疑問をお持ちになられるかもしれません。ご指摘の点のうち、「規則・手順遵守の徹底」については前文で法令・規則の遵守を強調するだけでなく、行動の手引2 - 2 . (現在は2 - 3) や7 - 5 . でも触れています。「監督」を受けることについては行動の手引2 - 9 . (現在は2 - 10) で「他の意見・批判をよく聴く」ことを要求するとともに、4 - 3 . では組織全体としても他の組織の監査を受けるよう要求しています。「無理な注文に対して話し合える職場環境作り」は行動の手引5 - 7 . で述べています。

しかし、これらをしっかり守ることだけで憲章4条が守れるとは思いません。会員はあらゆる方策を通じて憲章4条を守るように努めるべきだと考えます。

行動の手引4 - 2 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

「4 - 2 . 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、万一不十分なときは組織を変革するよう努めなければならない。＜とくに経営者・管理者の立場にある会員は組織のメンバーの人格を尊重し、風通しのよい組織づくりに努めなければならない。＞」とする。

理由：概して事故の多い組織・職場は組織の活力が低いところ。最近の企業の倫理的な不祥事が「後ろ向きの内部告発」で表面化していることを見ると会員であるとともに社会的な地位として管理者・経営者の人間への姿勢について倫理規定に盛り込んでおきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

ご提案の加筆を行いますと、経営者・管理者の立場にない会員は組織変革に努める必要は小さいととられる可能性があります。会員は全て専門家としてこの努力をする必要があります。原文のままとさせていただきます。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

3 - 5 (現在は3 - 6) 4 - 2 , 4 - 3 , 4 - 5、は企業に勤めている会員にはかなりの重荷を要求するものではないでしょうか？各企業の経営方針(当然企業倫理は確立しているはず)に基いた仕組みに、個人能力向上の環境改善、作業環境の改善、などを進言する事にはかなりの能力や経営情報が必要で、一般論として要求する事には無理があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

ここで述べていることは組織に所属する会員への努力目標ですが、ご指摘のように会員個

人への大きな負担となりうるかも知れません。しかし、企業倫理の確立した組織なら原則的には改善提案は可能なはずであり、また会員は常に「人類の福祉・・・」への貢献という絶対的な尺度を持って改善提案をすべきと考えます。経営情報というよりもむしろ、先に述べた絶対的な尺度を基にした判断が可能なように、常に個人の能力向上を図ることが必要なのではないのでしょうか。本条項はそのようなことを要求していると思います。

行動の手引 4 - 3 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

匿名希望 I 様から頂いたご意見

会員は、・・・適切な他の組織の監査を受け合格しているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合はそれを設けるよう努める。

現実的ではない？最初の一文のみで監査の必要性を謳っており、要求として十分では。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

制度を作ることは個々の会員には難しいことです。そこでここは「設ける」という表現でなく「設けるよう努める」という表現にしています。現実的でないなどおっしゃらず、すべての会員がピアレビュー制度の整備に努力していただきたいと思います。また、監査の制度が十分普及しているなら、ご指摘のとおり後半の文は不要です。しかしピアレビュー制度の重要性の理解は不十分だと考えております。そこで注意を喚起するため、あえてこの文を入れております。近い将来、これを削除できるようになることを期待しております。

行動の手引 4 - 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 S 様から頂いたご意見

< 公的資格に関する法令順守 > 4 - 4 . で「原子力分野の」と公的資格を限定する記載ですが、他の法令遵守要求が分かり辛くなります。削除するか「原子力分野を含め、関係する」と記載した方が良いかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご意見を拝承し、「原子力分野の」を削除いたします。4 - 4 . を次のようにいたします。

< 公的資格に関する法令遵守 >

4 - 4 . 会員は、公的資格を必要とする業務を資格なしで行わず、無資格者に行わせ
ない。

行動の手引 4 - 5 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

匿名希望 I 様から頂いたご意見 1

会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重してない場合には尊重させるよう働きかける。

「組織は尊重せよ」というのみで良いのでは。「組織が動かなければ個人が動くべき」といちいち各条文で記載するのは実効的とは思えない。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

各条文で「組織が動かなければ個人が動くべき」と書くのは読みにくくなるので避けることにしました。倫理規程は原子力学会会員が守るべき規範ですが、会員には組織として加入している賛助会員もいます。そこで組織が守るべき規範も盛り込まれていました。ただ、基本的には個人会員を主体に考えています。そのようなことから、大切な事項については「組織が動かなければ個人が動くべき」と書いていたわけですが、今回、これを大幅に見直し、会員とは基本的には個人会員を指すものの、賛助会員と考えても違和感のない表現を工夫しました。なお、「組織は尊重せよ」という表現は、基本的には個人会員が守るべき規範にはふさわしくないということで使っておりません。採用したいと考えている条文は次の通りです。

会員は、公的資格取得に取り組むとともに、公的資格が取得しやすい環境整備に努める。
--

匿名希望 I 様から頂いたご意見 2

・・・組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、公的資格取得者を優遇する。

「尊重」とは意味が異なる「優遇」とした理由は？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

そもそも倫理規程として「優遇」を呼びかけることへの疑問が出され、この条文は上記のように抜本的に見直すことにしました。ご指摘ありがとうございました。

匿名希望 N 様から頂いたご意見

「・・・公的資格を尊重しているか見極め・・・（中略）・・・公的資格を優遇する」に関連し、

「尊重しているか否か」の判断基準的なものは何かあるのでしょうか？また、個人の主観的判断で良いのでしょうか？

「公的資格者を優遇する」については、具体的にどのようなことを組織に要求されているのでしょうか？ 会社組織においては、資格取得時における一時金（資格取得祝金など）の制度が考えられますが、これ以外で優遇する方法（職位の昇進、恒常的な給料アップ）

については、単に公的資格を有しているだけでは、難しいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘の通り、尊重しているかどうかの判断は難しく、判断基準を示すことは困難です。また、「優遇」とするといっても具体的にどうするか難しいのもご指摘の通りです。そこで条文を抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。なお、ここで会員には法人会員である賛助会員も含まれます。

会員は、公的資格取得に取り組むとともに、公的資格が取得しやすい環境整備に努める。